

令和4年1月27日

保護者の皆様へ

古殿町立古殿中学校長 上野 康生

### 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（重要）

1月25日（火）の福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市及び南相馬市に「まん延防止等重点措置」が適用されました。

については、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動規準における対応を、県北地区、県中地区（郡山市、須賀川市、鏡石町及び三春町のみ）、会津地区（南会津地区を除く）、いわき地区及び相双地区の学校において”レベル3”に引き上げるとともに、感染状況やオミクロン株の感染力の特性等を踏まえ、古殿町などそれ以外の学校においては、”レベル2”の対応とすることになりました。

このことにより本校では、福島県教育委員会及び古殿町教育委員会から下記の対応をするよう通知がありましたので、各ご家庭でもご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

#### 記

- 1 対象期間 令和4年1月27日（木）から同年2月20日（日）まで  
※急な対応ができない場合は、この限りではありません。  
※また、終了期日が変更となる際は、改めてお知らせします。
- 2 対象期間における対応
  - (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む）については、停止する。  
例：「近距離で一斉に大きな声で話す活動」、「児童生徒等が密集する運動」等
  - (2) 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより都道府県をまたぐ往来を控える。ただし、全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域を含め都道府県をまたぐ往来を可能とするが、往来後2週間の健康観察を徹底する。
  - (3) 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止する。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底する。
  - (4) 部活動においては、各種大会の参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止する。
  - (5) 児童生徒等の同居家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとる。
  - (6) 学校内における感染症対策について（これまでの対策も含む）
    - ① 登校前の検温等や健康観察を徹底し、体調不良者は自宅で休養する（出席停止）。
    - ② 給食時は、対面にしない、会話を控える、換気を強化する等を徹底する。
    - ③ 教室や職員室等の換気を、常時または定期的実施する。
    - ④ 感染者や濃厚接触者、その家族等について、憶測等による誹謗中傷をしない。
- 3 その他
  - (1) ご家庭におかれましても、不要不急の外出等についてはご配慮くださるようお願いいたします。

（問い合わせ先 古殿町立古殿中学校 渡部 信俊 53-3135）